

東海医図協第 2017-25 号
2017 年 10 月 20 日

東海地区医学図書館協議会加盟館長
東海目録会員機関病院長
東海目録会員機関図書館（室）
日本医学図書館協会東海地区会加盟館長
日本薬学図書館協議会東海地区協議会加盟館長
東海地区医療機関病院長
東海地区医師会・歯科医師会長 殿
看護大学・看護短期大学図書館長
その他の関連図書館長
その他，関係機関

東海地区医学図書館協議会
会長 森田 啓之
[公印省略]

「医療を学ぶ人のための EBM ワークショップ in 愛知」の
開催について（ご案内）

日頃から当協議会の運営にご支援いただき厚く御礼申し上げます。
標記の研修会を下記のとおり開催しますので、貴機関の図書室担当者ならびに関係のみなさまのご参加についてご配慮くださるようお願い申し上げます。
なお、本研修は NPO 法人日本医学図書館協会（JMLA）東海地区会の共催、日本薬学図書館協議会（JPLA）東海地区協議会の協賛、NPO 法人 CASP Japan 後援で実施いたします。

記

1. 日 時：2017 年 11 月 25 日（土）10:30～17:30
なお、18:00 より情報交換会を予定しています。
2. 会 場：国立病院機構名古屋医療センター
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸4-1-1
交通アクセス <https://www.nnh.go.jp/byoutou/>
3. プログラム等：添付別紙参照
ポスターを機関内等に掲示していただきたく、お願いいたします。
4. 参加対象：①医療従事者、学生（医療系）18 名
募集人数 ②図書館員 17 名
*定員を超えた場合は、協議会会員及び共催・協賛関係者を優先し、それ以外は先着順とさせていただきますのでご了承ください。
5. 参加費：無料
6. 申込期日：2017 年 11 月 17 日（金）
7. 申込先：Web フォーム <https://jp.surveymonkey.com/r/W98GBPC>
8. 問合せ先：愛知医科大学総合学術情報センター
小林 晴子 TEL (0561)63-1490 FAX (0561)62-3348
Facebook 「医療を学ぶ人のための EBM ワークショップ in 愛知」
<https://www.facebook.com/#!/ebmaichi>

[参考]

研修会参加者への交通費助成に関する内規

2011年6月17日

改正 2013年12月4日

東海地区医学図書館協議会幹事会

(目的)

第1条 この内規は、東海地区医学図書館協議会（以下「協議会」という。）が主催する研修会へ参加する場合に、協議会が助成する交通費について定めるものである。

(助成対象)

第2条 交通費の助成対象となる研修会と対象者は次のとおりとする。

- 1 助成対象となる研修会は、協議会が主催する実務担当者研修会及び東海目録研修会とする。ただし、協議会会長が必要と認める場合は、他の研修会も対象とする。
- 2 助成の対象者は、協議会の正会員、賛助会員並びに東海目録会員とする。ただし、所属機関が交通費を支給する場合は、対象としない。

(助成金額)

第3条 助成金額は、研修会への参加に伴い発生した交通費の半額とする。ただし、100円未満は切り捨てる。

(交通費)

第4条 助成対象となる交通費は次のとおりとする。

- 1 鉄道、バスなど公共交通機関の運賃とする。ただし、グリーン料金等の特別料金は対象としない。
- 2 タクシーの利用は、公共交通機関に対して、時間的・経済的に合理的な交通手段と認められる場合のみ対象とする。
- 3 自家用車の利用は、公共交通機関に対して、時間的・経済的に合理的な交通手段と認められる場合のみ対象とする。この場合、目的地または最寄駅までのガソリン代金について、利用区間の距離と、ガソリン1リットルの時価と平均的燃費から概算した金額の半額とする。また、高速料金、駐車料金の半額を請求することができる。
- 4 宿泊費用は、交通費に含めない。

(交通費助成の請求)

第5条 交通費助成を請求する者は、助成対象となる研修会開催日までに、協議会が指定する請求書に、交通費の半額（100円未満を切り捨てた額）を記入し、協議会事務局へ提出しなければならない。

この内規は、2011年6月17日から施行する。

この内規は、2013年12月4日から改正施行する。